

平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会社名：株式会社 フェリシモ
代表者：代表取締役社長 矢崎 和彦
(コード番号 3396 東証第一部)
問い合わせ先：
取締役コーポレートスタイルデザイン本部長 星 正
(TEL 078-325-5555)

「内部統制システムの基本方針」の一部改正に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

1. 業務の適正を確保するための基本方針

- ① 当社の経営目的は経営理念の実践にあり、経営理念の実践をすべての企業活動の根本とする。
- ② 当社は、しあわせ社会学の確立と実践を経営理念と定め、事業活動を通じて、永続的発展的なしあわせ社会を創造することを目指す。
- ③ 当社は、事業活動を通じてお客さま、従業員、ビジネスパートナー、株主の皆さま、それぞれの価値の調和をとりながらしあわせ社会価値を高めることを目指す。
- ④ 当社の使命は、しあわせ社会価値の伝播と高次化にあり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序が重要と考える。
- ⑤ 当社は、経営理念の実践をより実効的にするため行動規範(コーポレート・スタイル)を制定し、当社グループ内への浸透を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、経営理念に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社グループ内へ法令、定款及び企業倫理の遵守の徹底を図る。
- ② 当社は、監査等委員である社外取締役を委員として含むコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の維持発展を行う。
- ③ 当社は、コンプライアンス相談窓口を設置し、法令、定款及び社内規程等に違反する事実やそのおそれがある行為を早期に発見し、是正するための仕組みを構築し、維持する。
- ④ 内部監査室は、各部門の業務監査を行い、必要に応じて体制の整備や改善について代表取締役社長に報告する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧することができる。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体を取り巻くリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、リスク対応の実効性を高めるためリスク委員会を設置する。

5. 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的な意思決定を行う。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜に取締役会に報告する。
- ③ 職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行の効率化を図る。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理の方針と体制を定め、当社グループ全体の業務の円滑化と管理の適正化を図る。
- ② 当社取締役会は、定期的に関係会社の経営成績及び財政状態等について担当取締役より報告を受け、継続的に管理体制の改善及び向上に努める。
- ③ 内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と連携し、定期的に関係会社の監査を実施する。

7. 監査等委員会を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。
- ② 監査等委員会を補助するスタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、当該スタッフに対する指揮命令は、原則として常勤の監査等委員が行うものとする。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び従業員は、当社グループに重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為または不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告する。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社及び子会社の取締役及び従業員に求めることができる。
- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとする。

9. 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ② 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認める。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について役員（代表取締役、業務執行担当取締役、執行役員）及び従業員に対して説明を求めることができる。

以 上